

教 育 方 針

(1) 教 育 目 標

1. 個人の完成

- イ 調和に富む個人の養成。
- ロ 広い視野と総合的な判断力を持つ個人の養成。

2. 社会人の養成

- イ 公民として責任を重んじ積極的に協力する個人の育成。
- ロ 誠実さを重んじ友愛に徹する人間の育成。
- ハ 適性を確認し社会に役立つ人間の資質の涵養。

(2) 基 本 方 針

校訓の自主、友愛、誠実を心の指針として日本国憲法の本質にのっとり、教育基本法及び、学校教育法に基づき、生徒の人格の形成をめざし、民主国家及び、社会の有為な形成者として自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期する。

大阪府立渋谷高等学校学則

第 1 章 総 則

(学則の目的)

第 1 条 この学則は、大阪府立高等学校の管理運営に関する規則（平成 26 年大阪府教育委員会規則第 7 号）第 9 条の規定に基づき大阪府立渋谷高等学校（以下「本校」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 課程、学科、収容定員及び職員の組織

(課程、学科及び収容定員)

第 2 条 本校の課程、学科及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制の課程 普通科 720 人

(職員の組織)

第 3 条 本校の職員は、校長、教頭、首席、教諭、養護教諭、講師、総括実習教員、実習教員、事務長、主査、副主査その他必要な職員をもって組織する。

第 3 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 4 条 修業年限は、3 年とする。

(学 年)

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 6 条 学期は、次のとおりとする。ただし、校長が大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て定めたときはその学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで第3学期 翌年
1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (5) 春季休業日 3月16日から4月7日まで

2. 校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て別に休業日を定め、又は休業日を変更することがある。

3. 校長は、教育上必要と認めるときは、委員会の承認を得て休業中に授業を行うことがある。

第4章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第8条 教育課程及び授業日時数は、別表のとおりとする。

2. 生徒は、前項に規定する所定の教育課程を履修しなければならない。

第5章 学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定

(学習の評価並びに課程の修了及び卒業の認定)

第9条 学習の評価についての必要な事項は、校長が別に定める。

2. 各学年の課程の修了及び卒業の認定についての必要な事項は、校長が別に定める。

3. 校長は、前項の規定により卒業を認めた生徒には、様式第一号による卒業証書を授与する。

4. 校長は、必要と認めた者には、様式第二号による卒業証明書、様式第三号による単位修得証明書、様式第四号による成績証明書及び様式第五号による在学証明書を交付する。

(原級留置)

第10条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができない生徒を原級に留め置くことがある。

第6章 入学、転学、留学、海外からの留学生の受入れ、退学、休学、出席停止等

(入学資格)

第11条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(6) その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(第1学年の入学)

第12条 第1学年に入学を願い出た者に対しては、校長は、委員会の定めるところにより、入学を許可する。

(編入学及び転入学)

第13条 校長は、次の各号の一に該当する者に対して、委員会の定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(1) 高等学校等に在学した者、又は、外国において我が国の中学校に相当する学校教育の課程を修了し、高等学校に相当する課程に在学するには至っていない者のうち、相当年齢に達し、当該年度の入学選抜に出願できなかった者で、本校の相当学年に入学（以下この条において「編入学」という。）を願い出た者

(2) 他の高等学校に在学する者で本校の相当学年に入学（以下この条において「転入学」という。）を願い出た者

2. 前項の規定により、編入学又は転入学をしようとする者は様式第六号による願書を校長に提出しなければならない。

(誓約書及び確認書等)

第14条 入学を許可された者は、入学の日から15日以内に、様式第八号による誓約書及び様式第九号による確認書を校長に提出しなければならない。

2. 入学志願時以降、本人、保護者又は本人及び保護者の現住所に変更があった者は、入学時に変更後の住民票の写し等を校長に提出しなければならない。

(保護者等の異動の届け出)

第15条 保護者等はその住所その他に異動があったときは、速やかにその旨を校長に届け出なければならない。

(転学)

第16条 他の高等学校に転学をしようとする生徒は、様式第十号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第16条の2 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、様式第十号の二による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(海外からの留学生の受入れ)

第16条の3 海外から本校に留学をしようとする者は、様式第十号の三による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第17条 退学をしようとする生徒は、様式第十号による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(編入学及び退学)

第17条の2 編入学及び退学をしようとする生徒は、様式第十号の四による願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 18 条 病気等の理由により、休学をしようとする生徒は、様式第十一号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2. 前項の規定により休学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、休学を許可する。

3. 休学の期間は、引き続き 2 年を超えることができない。

4. 校長は、前項に規定する休学の期間を経過してもなお復学できないときは、原則として退学させるものとする。

(復学)

第 19 条 休学中の生徒が、理由の消滅により復学をしようとするときは、様式第十二号による願書に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。

2. 前項の規定により復学を願い出たときは、校長は、委員会の定めるところにより、相当学年に復学を許可する。

(感染症予防措置)

第 20 条 校長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことがある。

2. 校長は、生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれがあるときは、当該生徒に理由及び期間を明示の上、出席を停止させることがある。

第 7 章 入学料及び授業料

(入学料及び授業料)

第 21 条 入学料及び授業料の額は、大阪府立学校条例（平成 24 年大阪府条例第 89 号）の定めるところによる。

(納付方法等)

第 22 条 前条の入学料及び授業料は、委員会が別に定める期日までに納付するものとする。

2. 既納の入学料及び授業料は還付しない。ただし、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

(免除)

第 23 条 第 21 条に定める入学料及び授業料

は、委員会の定めるところにより、免除することがある。

(入学許可の取消し)

第 24 条 校長は、入学を許可された者が、第 22 条第 1 項により別に定めた期日までに入学料を納付しないときは、入学許可を取り消すことができる。

第 8 章 賞 罰

(褒賞)

第 25 条 褒賞については、校長が別に定める。

(懲戒)

第 26 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2. 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

附 則

(施行期日等)

この学則は、令和5年11月1日から適用する。

日課・時間表

S H R……8時35分
第1時限……8時40分～9時30分
第2時限……9時40分～10時30分
第3時限……10時40分～11時30分
第4時限……11時40分～12時30分
昼 休 み……12時30分～13時20分
予 鈴……13時15分
第5時限……13時20分～14時10分
第6時限……14時20分～15時10分
終 礼……15時10分～
下 校 時 間 (平日)
夏(4月～10月)17時30分
冬(11月～3月)17時00分

生徒懲戒規定

懲 戒

懲戒は訓告、停学及び退学の3種類とする。

次の違反行為をしたものは懲戒する。

1. 指導を拒否した者。
2. 生徒の本分を逸脱した活動により学校の秩序を破壊した者。
3. 故意に授業の進行を妨げた者。
4. 飲酒または喫煙した者。
5. 酒類あるいは煙草またはその器具を所持した者。(飲酒または喫煙者とみなす。)
6. 学友の飲酒または喫煙行為に対し同席し、注意を与えないで黙認した者。
7. 考査において不正行為をした者。
8. 考査において許可なく禁じられた用具、紙片、教科書類等を自席に携行した者。
(不正受験者とみなす。)
9. 正当な理由もなく、または正当な手続きを経ないで欠席または欠課した者。
10. 人に暴行を加え、または傷害を加えた者。
11. いじめ(誹謗・中傷・集団による無視等)をした者。
12. 学校の建物その他の公共物、建造物等を破壊または汚損した者。(場合によっては賠償の責任を負わせる。)
13. 許可なく外出した者。
14. 原動機付き自転車や単車及び自動車等を通学の際に利用した者。(同乗の場合も含む。)
15. 生徒として出入りすべきでない場所に入入りした者。
16. 他人の財物及び学校の財物を横領または窃取した者。
17. 頭髪、服装、態度、行為等において生徒の本分に反する者。

学校生活について

(1) ホーム・ルーム (H.R.)

1. ホーム・ルームは生徒を中心として先生と生徒がその融和を促進し、楽しい学校生活を築いてゆくところである。
2. ホーム・ルームの役員には代表、副代表、書記、会計の他、各種の委員がある。
3. ホーム・ルーム役員は原則として生徒によって選出される。
4. ホーム・ルームの問題について困難や疑問のある場合は積極的に学級担任または生徒指導部の先生に相談すること。

(2) 学校徴収金

1. 学校徴収金は銀行窓口納入又は口座振替の方法により納入すること。
2. 納期及び内訳については別途指示する。

(3) 登校下校について

1. 登校下校の際は必ず生徒昇降口から出入りすること。
2. 始業時刻を厳守すること。
3. 下校時刻も厳守すること。ただしやむを得ない事情のある場合は生徒係の先生に申し出て許可を得ること。
4. 通学途上においては交通道德を厳守し、常に本校生徒としての品位を保つようにつとめること。
5. 休日に登校する時は保護者の許可を得、学校においては担任、部顧問等関係の先生に申し出ること。
6. 授業日に一旦登校した後は授業時間、考査時間内においては、学校の許可なしで校外に出歩かないこと。
7. 非常変災時休校になるのは、特別警報または暴風警報だけなので、注意すること。

(1) 池田市に特別警報または暴風警報が発令された時

- イ 午前7時までに解除された時、定刻どおり授業開始。
- ロ 午前10時までに解除された時は、4限目より授業を開始する。
- ハ 午前10時までに解除されない時は、終日休校とし自宅学習する。

(2) 指定した地域に特別警報または暴風警報が発令された時

なお、指定した地域とは、池田市を除く各生徒の居住している市町村、および通学経由地域とする。

- イ 午前7時までに解除された時、定刻どおり授業開始。
- ロ 午前10時までに解除された時は、4限目より授業を受ける。本校は休校とはならないが、1～3限は出席停止の扱いとする。
- ハ 午前10時までに解除されない時は、出席停止とし自宅学習する。なお本校は休校とはならない。

8. 交通機関の運休等

(1) 阪急電鉄

イ 午前7時までに解除された時、定刻どおり授業開始。

ロ 午前10時までに解除された時は、4限目より授業を開始する。

ハ 午前10時までに解除されない時は、終日休校とし自宅学習する。

ニ 阪急バスのみ運休の時は、定刻どおり授業開始。ただし地域によってやむを得ず登校できないときは、公欠とする。なお当該生徒は、すみやかに担任まで連絡のこと。

(2) 能勢電鉄及び他の交通機関

定刻どおり授業開始。ただし、やむを得ず登校できない時は公欠とする。

注：1. 解除後は交通が混雑するので、安全には十分留意して無理をしないこと。

2. やむを得ない遅刻、欠席は公欠扱いとする。(事後、すみやかに担任に届けがあった場合のみ)

(4) 服装・頭髪・装飾品及び携行品について

1. 登校や学校行事に参加するときは、特別指示のない限り制服を着用すること。長期休業中、土曜・日曜・祝日に登校する場合も同様である。

・6月から9月までは夏服期間とし、上衣として、白の開襟シャツあるいはカッターシャツ、ポロシャツを着用すること。(ただし、シャツ、カッター、ポロシャツの上に黒・紺・グレー色の無地に限定してカーディガン・セーター・ベストの着用を認める。78期生より学校指定のセーター・ベストに限る。)

・10月から5月までは冬服期間とし通学途中や登下校時はブレザーを着用すること。78期生より学校指定のセーター・ベストを着用すること。行事日にはネクタイ、リボンを着用すること(行事日以外は強制しない)。

・夏服期間、冬服期間の服装は原則上記通りであるが、気候により移行期間を設ける。

・上着、スカート、スラックスの変形加工を禁止する。

・だらしのない身なりは慎むこと。

・制服は別ページの図の通りである。

2. 冬季はコート、手袋、マフラー等防寒具の使用を認める。ただし、教室内(授業時間内)で着用することは認めない。

3. 頭髪は常に乱さぬように心掛け、パーマメント、染色、脱色は禁止する。

4. 学校内では、上履きと下履きとの区別をつけること。上履きは色によって学年の識別ができるようになっている本校指定のものを使用すること。体育館内では体育館シューズを使用し、両者の兼用は認めない。

5. 化粧やマニキュア・ピアス・指輪等装飾品を禁止する。

6. 学用品・その他一切の携行品には必ず、学年・組・姓名を記入し、遺失のないように整頓すること。遺失した時や盗難にあった時には、すぐに学級担任や遺失物係(生徒指導部)に申し出ること。

7. 所持品は華美なものを避け、実用的で上品なものを選び、学習に不必要なものは持参しないこと。貴重品は持参しないことが望ましいが、持参の場合は不用意に机の中や、鞆の中

にいたままにしておくことなく、必ず自分の身につけておくこと。体育の時間や放課後の部活動の時など、貴重品は自己管理を徹底すること。

8. 携帯電話を持参した場合は電源を切り、授業の妨げにならないようにすること。

(5) 食事について

1. 食事は原則各自の教室、または食堂内でとること。
2. 食堂では自分の使った食器をきちんと整理し、他の人に迷惑をかけないように注意すること。食堂の食器類を含む食事は校舎内に持ち込まないこと。
3. 弁当以外の間食は持参しないこと。
4. アイスクリームは校舎内に持ち込まないこと。

(6) 言語・態度について

1. 目上の人に対してはもちろん、生徒相互間においても礼儀を失わないようにし言葉づかいに注意すること。
2. 職員室、準備室等を訪問する時は必ず挨拶をすること。
3. 校内では他人の迷惑にならないよう行動すること。
4. 外来者に対しては敬意を表し、挨拶を忘れず親切丁寧に応対すること。
5. 掲示物には手をふれないようにし、注意をはらうこと。

(7) 各種の届出及び連絡

1. 欠席・欠課・遅刻・早退の場合にはその理由及び日時を、学校指定のグーグルクラスルームの連絡フォームに記し、8時30分までに届け出ること。早退する時には、学校で発行された許可証が必要である。なお、電話での欠席、遅刻連絡は必ず8時30分から10時の間にすること。

1年生…072 (751) 5961

2年生…072 (751) 5962

3年生…072 (751) 5963

2. 忌服期間の基準を次のように定める。

父母の忌 7日

祖父母・兄弟姉妹の忌 3日

伯叔父母及び親族の忌 1日

3. 長期の病気で欠席する時は医師の診断書を添え届を提出すること。

4. 学校管理下（登下校・授業中・部活動等）においてケガをした場合は、かかった医療費を日本スポーツ振興センターへ給付申請ができるので、すみやかに保健室に届け出ること。

5. 住居に異動があれば学級担任の先生に申し出ること。

6. 体育見学の際は体育の先生に申し出ること。

7. 学級または部活動で完全下校の時刻が過ぎてもなお居残らねばならない時は、許可を受けること。

8. 自転車で通学しようとする時は、「通学許可願」を提出した上で、係の先生からステッカ

一を受けとり、通学する自転車に貼り付けること。

9. アルバイトは原則として禁止する。

10. 学級または部活動で行事を催したり、試合等に参加しようとする時は、学級担任または部顧問の先生の許可を受けること。

(8) 図書館の利用

1. 図書館は学習や課題研究など自ら進んで学習する上で欠くことのできない施設です。日々の学習に必要な情報を調べ自分の考えをまとめるために、また、幅広い読書により自己の教養を高めるために図書館を利用してください。

2. 図書館の利用にあたっては、図書館利用規程を守って利用して下さい

(9) 環境美化

1. ごみのポイ捨ては禁止。環境美化に努める。

2. 金属、ガラス類、空きカン、ペットボトルと一般ごみを分別して処理する。

3. 清掃当番は責任もって果たす。

(10) 社会的活動

1. 常に広く社会の動向に注意し、生徒としてまた地域社会の一員として可能な社会的奉仕に参加すること。

2. 社会事業への参加に関する事柄については生徒会において定める。

(11) 災害時における避難

避難は原則として指定された避難経路を利用する。危急の際は先生の指示に従い冷静に行動する。

(12) 不審者侵入時・及び不審物への対応

不審な反応、態度、及び粗暴な言動をとる者がいる場合や、不審な物がある場合は、近寄らないようにし、大声をあげる等をして、すみやかに教職員に連絡すること。

(13) 定期考査規定

I. 基本事項

1. 各学年とも、原則として第1、2学期は中間・期末の各2回、第3学期は期末に1回実施する。

2. 考査時間割は考査開始日の一週間前に発表する。

3. 考査時間割発表後考査終了まで原則として部活動は禁止する。

4. 考査前日は午前中授業とする。

5. 考査の標準時間帯は次の通りとする。

登 校 ～8時 30 分

予 鈴 8時 40 分

第1限 8時 45 分～9時 35 分

第2限 9時 50 分～10時 40 分

第3限 10時 55 分～11時 45 分

6. 考査前日、机を整然と配列する。最後列と後ろ黑板と間をあけること。又、両端の列の机を壁とつけないこと。机の中には一切物を置かないこと。

7. 考査を欠席する場合は、事前に学級担任に届け、事後に欠試届けを提出すること。

(病欠の場合は、医師の診断書等を添えること) 欠試届を怠った場合は考査放棄とみなし、0点とする。

8. 体調不良等で保健別室での受験を希望する場合は、原則として保護者を通じて事前に(考査当日ならば8時 30 分までに) 職員室の担当に申し出ること。

II. 考査についての注意

1. 着席順は、前からクラス順・出席番号順とし、欠席者の机は空席としておく。

2. 考査開始5分前(チャイム)に着席し、問題用紙が配布されるのを静かに待つ。配布された問題用紙は、開始の合図(チャイム)が鳴るまで伏せておくこと。

3. 机上には、鉛筆・消しゴムの他、定規・コンパス等、指定された物品以外は置かない。教科書・ノート・メモ類及び下敷き・筆箱・ケース類はすべてカバン等にまとめ、各自の椅子の下に置くこと。携帯電話等は、電源を切ってカバン等に入れておくこと。

4. 考査中の物品の貸し借りはできない。

5. 問題に質疑又は印刷不鮮明のある場合は、手をあげて監督者又は巡回の教科担当者の指示を受ける。

6. 考査中の途中退室は認められない。やむをえず退室した場合は再入室は認めない。ただし、体調不良およびトイレの使用は除く。

7. 終了の合図(チャイム)で直ちに鉛筆を置き、監督者の指示により着席順(番号順)に答案用紙を回収する。答案の回収・点検が終わるまで自席を立たないこと。

8. 考査中は厳正な態度を保ち、不正行為はもちろん、疑いを持たれる行為は厳に慎むこと。次の行為は不正行為とみなす。

① 所持品や机・身体その他に書き込みをして利用すること、又は利用しようとする事。

② 他人の答案を窃視すること、及び自分の答案を故意に窃視させること。

③ 他人と連絡し、教示すること、又は教示を強要すること。

④ 私語・会話を行うこと。

⑤ 携帯電話やスマートフォン、通信機器類等に触れること。

時計として利用することも厳禁。

⑥ 監督者の指示に従わないこと。

不正行為をした者は、その当該科目の考査得点を0点とする。

学校感染症

学校感染症に罹患した場合、出席停止となるので必ず学校へ連絡すること。なお、登校再開時には医療機関において「学校感染症による出席停止証明書」を記入してもらい学校へ提出すること。

「学校感染症による出席停止証明書」は、学校ホームページよりダウンロード可能。

(渋谷高校ホームページ <http://www.osaka-c.ed.jp/shibutani/>)

「各種申請・届出用紙」→「学校感染症による出席停止証明書」

出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）

疾患名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
その他の感染症	医師が認めるまで

制服

